

走る
広告

公用車への 広告を募集



高浜市では、公用車(市が管理する車両)の側面に広告を掲載する「走る広告」を、1台単位で次の要領で募集します。

- ◆募集期間 11月1日(木)～30日(金)
※ただし、募集期間内に募集台数に達しない場合は、以後、随時募集します。

◆対象車両、広告の大きさ、広告掲載料など

車 両	募集台数	掲載場所	サイズ(縦×横)	広告掲載料(税込み)
小型貨物自動車(プロボックス)	2台	両側面	50cm×50cm	2,000円/月

※公用車は、主に月～金曜日の昼間、市内を走行します。(公務の都合により、市外に出ることもあります。)

- ◆掲載期間 原則として広告掲載の日から1か月単位で、最長1年

- ◆広告の材質 特殊フィルム(広告の内容を表示したフィルムにより、剥離が可能な素材で貼付するもので、広告撤去の際に車体の塗装の損傷を生じさせないもの)
※特殊フィルムの作成、公用車への掲載、撤去作業は、申込者の責任において行っていただきます。広告掲載料には広告作成の経費などは含みません。

- ◆対 象 事業を営む個人または法人(会社)、もしくはこれらの連合体、国、地方公共団体、公益法人など

- ◆申込方法 高浜市車両広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告掲載案と事業所の概要を添えて、持参または郵送で申込
①高浜市車両広告掲載申込書…行政グループにて配布、および市公式ホームページに掲載
②広告掲載案…広告内容(広告見本)をA4規格に縮小したもの
③事業所の概要がわかる書類
・パンフレットやホームページに掲載している事業所の概要をプリントしたもの
・パンフレットやホームページを作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地、連絡先を明記したもの

- ◆選定方法 ①募集期間内…申込が募集台数を超える場合は、市内業者を優先にして、抽選により決定します。
②募集期間後(随時募集)…申込順に決定します。
※申込受付後、掲載の可否を決定し通知します。

- ◆申 込 先 【直接持参の場合】 平日(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分～午後5時15分までの間に、行政グループ(3階)へ持参してください。
【郵 送 の 場 合】 〒444-1398(住所不要) 高浜市役所行政グループ
「車両広告掲載申込書在中」と明記し、送付してください。
※11月30日(金)午後5時15分到着分までを、募集期間内の申込とします。

問合せ先 市役所行政グループ ☎52-1111(内線351) Eメール:gyosei@city.takahama.lg.jp